

平成25年6月定例会 総務委員会

平成25年6月27日（木）

〔委員会の概要 経営戦略部関係〕

藤田元治委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（11時03分）

直ちに議事に入ります。

これより経営戦略部関係の調査を行います。

この際、経営戦略部関係の追加提出予定議案について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案】（資料①②）

- 議案第15号 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

【報告事項】

なし

八幡経営戦略部長

6月県議会定例会に追加提案を予定しております「職員の給与の特例に関する条例の一部改正」について御説明申し上げます。

お手元に総務委員会説明資料（その2）、横長の資料と、別紙として1枚ものの資料をお配りしておりますが、別紙の1枚ものの資料で御説明させていただきたいと思っております。

表題「平成25年7月以降の給与削減」と書いておりますけれども、まず、1の給与削減の必要性でございますが、平成25年度におきまして、地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税の削減が盛り込まれた25年度予算案が、5月15日に成立しましたことをふまえて、これに対応する必要があるということでございます。5月15日に県職員組合連合に協議を要請いたしまして、都合5回の交渉を重ねてまいりました。その結果、去る6月24日でございますけれども、組合の皆様方にも一定の御理解を得て、終結に至りました。この内容につきまして、2の削減内容以降で御説明させていただきます。

本県の厳しい財政状況、それから地域経済への影響、さらには平成20年1月以降の5年6か月にわたります給与削減に対する職員の協力や負担などを総合的に勘案しまして、以下に説明するような削減内容としております。その際、給料月額、期末勤勉手当について、若手、中堅職員には配慮をしております。また、診療に従事する医師につきましては、病院局の職員組合、さらには片岡病院事業管理者からも、この医師不足の中で、むしろ医師には、しっかり稼いでいただき、そういう意味で財政的に貢献したいという強い要請もございまして、特段の配慮をしております。

表を御覧いただきますと、まず、矢印の上が現行でございます。平成25年4月1日時点

での給与削減の状況ですけれども、給与につきましては、7級から9級の部長級等で5%削減。以下4%、2.5%と、1、2級では1%という削減が、現行でございます。また、管理職手当は15%削減してございまして、総額で13.4億円の削減を予定してございました。矢印の下でございますけれども、7月1日以降の部分を御覧いただきますと、給与につきましては、一番上の7級から9級のところが10%削減、そこから9%、6.5%、一番若手の1級、2級、主事・主任主事のところで3%削減、それから、上に乗っかっている形になっておりますけれども、期末勤勉手当は管理職のみでございますが、5%削減する。さらに、管理職手当は従来15%で削減してございまして、国が10%ということで、ここは5%緩和をいたしまして10%ということで、7月以降の削減総額は約30億円と、現行よりさらに厳しい給与カットを行うこととしております。実施期間については、7月1日から3月31日。削減額は、先ほど申し上げました約30億円で、その内訳として、給与分28.3億円、手当について1.7億円の削減となります。対象職員は約1万4,200人で、知事部局、教育委員会、警察の職員が対象となっております。提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。どうぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

これより質疑に入りますが、本日の委員会の質疑につきましては、先ほど開会の議会運営委員会において、提出予定議案に関するものに限るとの申し合わせがなされておりますので、委員各位におかれましては、議事進行につき御配意のほどをよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

木南委員

今、初めて、このペーパーを見せていただいたんですが、平成25年度において、地方公務員の給与削減を前提として、地方交付税が削減されたことに対応するために、給与削減の必要があるということではありますが、かなり厳しいなというところと、若干、腹立たしいなというところがございます。国がどんなことを言うのかということ「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性にかんがみ、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるものである」と。これを受けてのことだろうと思うんです。問題なのは、地方公務員の給料を下げることを前提にして、地方交付税が既に削減されているということです。我が県への影響額は、マイナス46億円であるとお聞きしております。

我が県は、平成20年から給与削減をしており、その額なんと156億円。これだけの給与削減を、県庁職員に協力、努力をしてもらっているわけでありまして。今、部長から労使交渉が5回に及んだと説明がございました。その中で、この結果を得たんだらうと思うんですが、これまで156億円もの協力、努力をもらっているわけです。そのことに対して、

何か配慮があれば、お知らせをいただきたいと思います。

小笠人事課長

今回、職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、提出させていただいておりますけれども、ただ今、お話がございましたとおり、今回の原因となりましたのは、地方交付税のカットに、いかに対応するかということで、25年度の政府予算案が成立いたしました5月15日に組合に申し入れをいたしまして、5月27日を皮切りに、6月4日、6月11日、6月19日、6月24日と、5回にわたりまして、交渉を重ねてまいりました。その結果、職員組合から一定の御理解をいただき、終結させていただいたということについては、感謝しているところでございます。今、お話がございましたけれども、本県の職員につきましては、平成20年1月から給与カットをしております。国につきましては、今年の4月からということで、1年余りの給与カットでございますけれども、本県におきましては、既に5年6か月に渡る給与カットをしております。特に平成20年4月1日現在のラスパイレス指数につきましては、92.5ということで、全国で最下位という厳しい給与カットもしております。平成23年4月以降は、このカット率を若干、緩和はいたしましたけれども、現在も給与カットが続いている中で、こういった国からの交付税カットにいかに対応するかということで、交渉をしたところでございます。

長きに渡り、職員に負担、迷惑をかける中で、こういった配慮をしたのかという御質問であったかと思っておりますけれども、今回、いろいろと検討する中で、やはり交付税が46億円カットされたことで、県民生活に影響を与えない形で、やらなければならないという思いがある一方で、やはり、これまで苦勞してきた職員に対しても、何らかの形で報いる必要があるという思いで、交渉をしてきたわけでございます。まず、給与のカット率でございますけれども、若手職員、いわゆる1級、2級の職員でございますが、当初、4.5%で提案させていただきましたけれども、本日記載のとおり、最終的には3%で決着をさせていただいております。ちなみに、国のカット率で申しますと4.77%でございますので、それから比べますと、1.77、国よりも低い緩和したカット率でございます。それから、中堅職員、いわゆる3級から6級の非管理職の職員でございますけれども、これにつきましても、国のカット率が7.77のところ、本県におきましては、当初7.5から、さらに6.5と、緩和した形で実施させていただいております。ただ、今のカット率、それぞれ1%、あるいは2.5%という形から比べますと、若手職員については3倍に、また中堅職員については2倍強ということで、新たな負担をいただくことになってございます。

手当関係で申しますと、いわゆる期末勤勉手当、ボーナスでございますけれども、国は全職員を対象にカットを実施しておりますけれども、本県におきましては、当初は全職員を対象にということで提案させていただいたんですけれども、最終的には、ここの若手あるいは中堅職員については、ボーナスカットの対象外という取扱いをさせていただいたところでございます。

管理職の職員に対する配慮という点でございますけれども、先ほどの期末勤勉手当で申

しますと、国は9.77でやっておりますけれども、本県におきましては、管理職の職員に対しては、約半分の5%カットで、実施をさせていただきたいと思っております。それとあわせまして、管理職手当につきましては、長きに渡って15%カットを実施しておりましたけれども、今回、国と同じ率にするという趣旨で、カット率を5%下げまして、結果として10%カットということで、やらせていただくことになっております。

結果といたしまして、例えば、管理職の最高、いわゆる部長級で見ますと、当初はカット率5%で12か月やるという計画でございましたけれども、今の案としましては、10%で9か月やる、率で60%から90%になるということで、厳しいカットに踏み切ることになっております。これに伴いまして、給与カットへの協力ということで、現行の4月から6月分の給与カット分については、12月の下旬に調整をさせていただこうと思っております。

かなり厳しいカットということでございますけれども、我々として、できる配慮につきましましては、させていただいたと思っておりますのでございます。以上でございます。

木南委員

今、人事課長から報告があったように、ラスパイレス指数が、92.5まで落ちていた時代があったわけです。今は国が下げて、100ちょっとになったのかな。地方交付税を減額して、職員の給与を下げろというのは、かなり高圧的だなという感じがするわけでありまして。私は、公務員の経験もあるし、経営者の経験もございまして。我々が経営している頃、給料を下げるなんていうのは、知事がいつも言われとる禁じ手であって、従業員の給料は絶対に下げないっていうのが、経営者のポリシーというか、不文律でございました。こんな時代が来たのかなあと思うわけでありまして。管理職というのは、幹部の話なんですけど、たぶん、子どもの教育の問題もあるだろうし、生活設計がずいぶん狂うかなと非常に心配をしております。地方交付税の減額が46億円。これだけカットしても、30億円しか捻出ができないということなんですけど、この差額の16億円は、どんなふうに捻出しようとしているのか、御説明いただきたいと思っております。

坂本財政課長

今回の地方公務員給与に係る本県の地方交付税影響額が、委員からお話がありましたとおり46億円でございますけれども、職員団体との交渉の結果、最終的に給与削減額は、30億円となったところでございます。16億円の差について、どうするのかということでございますけれども、現在、予算上は、今回の地方交付税削減への対応としまして、何か事業を止めたり縮小したりということはやっておりません。財源調整のための基金であります財政調整基金を取り崩しているところでございますけれども、今後、執行段階における節減努力等によりまして、16億円の差の解消に努めてまいりたいと考えております。以上です。

木南委員

坂本課長の説明では、16億円は財政調整基金でまかなう、あるいは、しまつしていくんだということで、事業を止めるとか、縮小するっていうことはないとおっしゃる。安心はするんですが、財政調整基金にしても、やっぱり県民の財産でありますので、できるだけ早く積み増しができるように、御努力を賜りたいと思うところです。

次に、最初に、なんで腹立たしいといったかということ、地方交付税というのは、今、地方6団体からも話があるように、地方の固有財源であると言われております。交付税を減らすから職員の給与を減らせ、こういうことは、やっぱり、地方自治の本旨に反するものでないかと思うところでありまして。2度とこんなことがあってはならないなと思うわけですが、未曾有の大災害があった後ですから、致し方がないところもございまして。県として、その件について、どんなふうに取り組んでいこうとしているのか、御説明をいただきたいと思っております。

小笠人事課長

まず、今回の国のやり方は、我々としても、なかなか納得できるものではございません。というのは、それぞれ地方6団体共通の認識のもとであろうかと思っております。特に公務員の給与につきましては、1つは職務給の原則ということで、これは職務と責任に応じて支給されるべきものであるという原則がございまして。それから、情勢適応の原則ということで、いわゆる地方公務員法で定められた給与、勤務時間、あるいは勤務条件によって、それに適応する形で措置を講じなければならないという規定がございまして。また、3つ目としまして、均衡の原則ということで、生計費であるとか、あるいは国や他の地方公共団体の職員の給与とか、民間の従事者の方の給与であるとか、その他の事情を考慮して決めなければならないという規定がございまして。それぞれ地方公務員法の中で決まるところでございましてけれども、こういった、3つの原則を無視するような形で、交付税をカットするというやり方で、今回、給与カットということになったわけがございまして。これに対しましては、全国知事会であるとか、あるいは全国地方6団体におきまして、地方公務員の給与を決定するのはあくまでも地方において自主的に決定すべきものであるということであり、国から給与の削減を強制するべきではないということを申し入れ、何回も繰り返しております。

それから、もう一つ、地方交付税の削減ということで、今回、国の政策目的を達成するための手段として使われたということで、こういったことは、あつてはならないと思っております。また、地方におきましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、国は昨年度から給与カットに取り組んだわけがございまして。けれども、地方におきましては、国を遙かに上回る行財政改革、こういったものを既にやってきたという実績を、これまでも国に対して、知事会あるいは地方6団体から主張を繰り返してきたところでございまして。そういった主張が、一部受け入れられる形になりまして、今回、地域の防災・減災事業であるとか、地域の活性化に資する事業ということで、これまでの行財政改革の取組の成果

という形で、地域の元気づくり事業費というのが新たに創設されたところでございます。その額が本県においては32億円程度。全国的に言えば、傾斜配分されたという実績がございます。また、給与の削減期間につきましても、当初は4月1日からやる、地方公務員についてもやるということでございましたけれども、いろんな申し出の結果が反映されて、7月1日から9か月間実施されるということで、3か月間短縮されたところでございます。こういった国に対する申し出というのは、一定の成果といいますか、なかなか本質的なところまでは及ばなかったわけですが、一定の成果は得たということもふまえて、今後も、こういった措置が2度と繰り返されないように、特に飯泉知事は全国知事会の副会長でございますので、国と地方の協議の場であるとか、あるいは全国知事会、そういった、あらゆる機会を通じまして、地方の声、主張をしっかりと挙げていく必要があると思っておりますのでございます。

木南委員

課長から御答弁いただいたように、これは国から出ている文書なんですけど「地方公務員の給与については地方公務員法及びこの法律の趣旨をふまえ、地方公共団体において自主的かつ適正に対応」とあるわけです。背に腹はかえられなかったんでしょう。切り捨て策は残念なんですけど、こんな状態になった。八幡部長は、国から徳島県へ来ていただいた。いわゆる国と地方のパイプ役をしていただくこともあるでしょう。地方の実情、地方自治の本旨、こんなことも御理解いただいていると思います。我々も国に対して、こんなことが二度とないように、行動を起こしていかなければと思っております。八幡部長は、これから幹部になれる人ですので、その御意見をお聞きして、決意をお聞きしたいと思います。

八幡経営戦略部長

ただ今、今後、こういうことが起こらないように、県として、しっかり取り組んでいく決意を、との御質問でございました。今回の、給与削減を強制するような交付税の削減が行われたこと。これは我々としても、到底納得できるものではございません。私、前職の政策創造部長の時は、知事とともに、関西広域連合でありますとか、全国知事会等々でも、連携をしながら、何とか阻止をしようとしておったわけです。しかし、全国知事会の中でも「スピード感とか戦略性の中で、国に負けたのではないか」と反省を込めておっしゃる知事もおいでました。

閣議決定された、いわゆる骨太の方針では、国の取組と歩調を合わせた歳出抑制を地方にも図ることであるとか、行革努力の観点による地方交付税の算定などを行うことが明記されております。それ自体を否定するわけでは、もちろんありませんけれども、行革に名を借りた交付税の締め付け、給与カットのような強制がおこらないよう、早い段階から、我々地方から、しっかり声をあげていかなければならないと思っております。

国と地方の協議の場、これは、飯泉知事の意のもとで、実際にできあがったわけですが

れども、この協議の場をさらに有効なものにしたいと、今、我々が国に提言しておるのが、例えば、地方からの求めがあったら国は応諾する義務を創設することであるとか、協議の場における決定事項の遵守、国にも遵守させるという義務の創設を求めているわけです。

こういったことを引き続き求めてまいりまして、国、地方協議の場で、こうした国の暴挙がおこなわれないように、しっかりとしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

黒崎委員

スピード感と戦略性で国に負けたというお話を、今、八幡部長さんがされました。給与削減の期間は平成26年3月31日までとなっております。くれぐれも、これを越えてまで、削減、あるいは延長なんてことがないようにしていただきたい。これはもう、必ずお願いを申し上げたい。

それと、協議の場でお話をさせていただくこと。これは、大いにお願い申し上げたい。地方の立場をしっかりと主張をしていただいて、2度とこういったことがないように。徳島県の職員は、今まで県に協力をして給料を削減してきた。そんな中で、さらに上乘せということでございました。このあたりも、是非ともしっかりと主張をしていただきたい。くれぐれもよろしくお願いいたします。削減してきた職員に対してのお気持ちも、先ほど、一言聞かせていただきましたが、26年の3月31日から、さらに延長することのないように。またもう1期、これをやるんだみたいな話にならないように、もう1回、約束してください。

八幡経営戦略部長

今回、全国知事会の巻き返しによりまして、期間が短くなったことであるとか、元気づくり事業交付金という形で、一部交付税措置されたという進歩はあったわけですがけれども、本質的な意味で、給与削減を前提としての交付税の削減が強行される事態になってしまった。全国知事会、地方全体として、しっかりと戦略性を持って、こうした暴挙が繰り返行われないように、次年度以降、対応していかなければならないと考えております。次年度以降の話は、先ほど申し上げました骨太の方針が出ておる以外は、まだ決まっておりません。今後、国と地方の協議の場を最大限に有効活用して、こうしたことが、2度と繰り返されないように、しっかりと対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

黒崎委員

くれぐれも、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

森本委員

平成20年に、いわゆる禁じ手というのをやって、職員の給与を大幅にカットした。そし

てさらに今回のカット。この間、例えば平成20年の禁じ手をする前の給与の体系と、今回カットした給与を比較した場合、だいたいどれくらいカットしているんですか。カットされたり、元に戻したり、そんな繰り返し結構あったので非常に解り難いので。

小笠人事課長

これまでの、給与カットの総額がどの程度になっているかということでございます。まず、カットの内容について整理してみますと、平成20年1月から3年3か月に渡りまして、7%から10%の給与カットをさせていただいております。その間の1年あたりの総額が40億円でございます。ただ、1月から3月の3か月がございまして、その間が、130億円ということになってございます。その後、平成23年の4月からカット率を緩和するという形で、5%から1%のカットをさせていただいて、これが2年あまりとなってございます。この額につきましては、3年間で40億円という計画でございました。あたり年度に割り戻しますと、13億3,000万円くらいということで、昨年、一昨年の2年を足しますと、26億円ということになってまいります。平成24年度末で申しますと、130億円プラス26億円ということで、156億円の給与カットについて、職員の協力を得ているという状況でございます。

森本委員

金額にしたら156億円かな。私がお伺いしたのは、平成20年に給与カットする直前の数字と、今回給与カットされた場合の給与を比べた時、一般の職員で何%くらい下がっているんですかということなんです。

小笠人事課長

申しわけございません。ちょっと、細かい数字は持ち合わせておりませんが、1つは、給与そのものにつきましては、県の人事委員会勧告によりまして、勧告が出た額、これをベースにして、今、先ほど申しましたカットをさせていただいているということでございます。カット率で申しますと、昨年までが平均2.5%のカット率でございましたけれども、今回が平均6.3%のカット率ということになってございます。人事委員会勧告によりまして、この給与の、本俸そのものというのが、残念ながら下げられた年もございまして、一概には、いえないわけですが、本来のあるべき額からすれば、6.3%のカットということになってございます。

森本委員

大変厳しい時代なんでね、アベノミクスで景気が回復するかなと思ったら、まだまだ及んでないので、私は、これはもう、やむを得ない措置だと思います。我々は、20%、30%の公務員のカットというのを、ずっと、訴えておるんです。民間だったら当たり前のことなんだけど、給与を守るという意味でも、やっぱり職員の定数そのもの、採用計画そのもの

の、その面からきちっと攻めていかないと。景気が悪くなるたびに、交付税が少なくなるたびに、給与のカットをどんだんどんだん続けていったら、職員のモチベーションも下がるしね。私が言うのも何だけど、またか、またか、またかになっていくわけです。公務員の定数削減ということからも、それなりの見通しを立てないといかんと思います。

国も、去年はだいぶ減らしてましたが、徳島県では、いわゆる知事部局3,000人体制といいながら、一向に目標年度も設定できないような状況なんですよね。今、3,150人ぐらいいおるのかな。これについては、何年も前に、私も一般質問でお伺いしましたが、目標年度は設定はしておりませんというお話でした。そんな中、去年は100名を超える職員採用をしたり。これではなかなか追いつかんという思いであります。

公務員制度改革って、給料を下げるだけでなく、いわゆる小さな政府、小さな県庁、小さな市役所をつくっていくというのが、1番の目標なんです。従業員の給料カットだけでなく、それを少しでも抑える意味でも、人員の見直しというのを、本格的にやっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

小笠人事課長

今回の給与カットということで、人件費の抑制ということからの御質問でございますけれども、確かに職員の数を減らすということは、総人件費の抑制という点からいっても、効果があることは認識いたしております。

これまでの、本県の職員数削減の進捗状況について、若干、御説明をさせていただきたいと思います。まず、平成19年度から平成23年度までの4年間におきまして、とくしま未来創造プラン、古いほうのプランでは、300人以上の職員の削減を目標と掲げており、これにつきましては、326人と計画を大幅に上回る職員数の削減を達成したところでございます。また、平成23年11月に策定いたしました、新たな、とくしま未来創造プランにおきましても、引き続き総人件費の抑制ということで、3,000人体制に向けた着実な取組を推進することといたしてございます。これまで、本県における職員のピークといたしましては、平成9年に3,872名の職員がおりました。これは、あくまでも一般行政部門の職員数でございます。平成25年の4月1日現在におきましては、3,168名ということで、ピーク時に比べますと職員数は704名減っている状況下でございます。とはいいながら、まだ3,000人体制を目指している途中であるということには、かわりはありません。

それで、今、お話がございました3桁採用の考え方でございます。やはり、経済、雇用状況が若干上向いているという全国的な状況がございますけれども、ここ数年の本県の経済、雇用状況等を見ますと、若者の雇用の場が少ないということで、本県といたしましては、この若者の雇用の場を確保するという点、さらに昨年度あたりは、国家公務員の採用は大幅に減らすという中で、優秀な職員が採れるチャンスであるということも合わせ考えまして、昨年、一昨年、今年ということで、職員の採用といたしましては、3年連続で3桁採用を予定しているところでございます。しかしながら、採用、3桁が純増ということになるんじゃないかと、やはり、退職者が出てまいります。それぞれ年によりまして、定年

で退職される方、あるいは早めに退職される方がおいでるわけですが、定年退職者につきましては、当然、わかるわけでございますし、いわゆる早めに退職される、勸奨退職者につきましては、過去の実績等から分析いたしまして、何人程度辞められるかという推計を出しまして、次年度の採用計画を立てているわけでございますけれども、この数字につきましては、退職の見込み者数よりも少ない採用者数ということで、行っておるところでございます。ただ、結果として3桁ということでございますけれども、今年度につきまして、見てみますと、一般行政部門の職員数につきましても、3桁採用ということで、100人を計画しておりますけれども、実数としましては、17名程度の削減につながると見込んでいるところでございます。いずれにいたしましても、この総人件費を抑制するということは、この厳しい財政状況の中で必要なことと認識しておりますので、3,000人体制に向けた取組、これを着実に進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

森本委員

採用人数の推移というのは、質問でも何回も聞きましたんでね。平成19年からの300人以上の削減、これは、大量に採用していた団塊世代がちょうど退職する時だから、当たり前のことであって、私は、326人でも非常に少ないなと思った。自然減をしていく1番のチャンスだったのに、これくらいしかできなかった。

それと、平成9年に比べて700人減っている。これも、減らした数よりも、私は、平成9年に4,000人近くおったということが驚きであって、やっぱり、そういう考え方を、きちっと律していかないといけない。お役所感覚でいたら、人数は減らせないんじゃないかな。

厳しい時ですから、給与あるいは人員を削減するというのは、民間に対する行政としての姿勢だなと私は思います。大変だなとは思いますが。毎年のように給料が下がる、また下がる。給料が下がるというのは1番嫌なことです。私も16年間サラリーマンをしたけれども、給料が下がったことは1度もなかったですね。県議会へ来てからどんどんどんどん下がっていく。気持ちは本当にわかります。給料を下げなくても、日本経済がいけるような形にせないかんのだろうとは思いますが、やっぱり苦しい時は、みんなで協力をしてというのかな、県の職員の方は辛抱し時じゃないかなと思っております。頑張ってください。お願いします。

大西委員

あまり重複しないように質問したいと思っております。

まず、ちょっと確認のために、教えていただきたいと思っております。細かい点で、期末勤勉手当と管理職手当の削減があるわけですが、どこから上の人を管理職というんでしょうか。

小笠人事課長

管理職の定義という意味で。いわゆる管理職手当を支給されている職員を管理職というふうに定義しております。失礼しました。管理職ということで、率はそれぞれあるわけなんですけれども、課長級、次長級、局長級、部長級ということで、給与で申しますと、6級の職にある者で、副課長以下は除きまして、そこから上、9級の部長までということでございます。

大西委員

課長級以上というのは俸給表で6級というんですけれども、副課長以下は入らないんですか。管理職とはいわないんですね。じゃあ、正課長さん以上の6級より上の俸給表にあたる人が管理職ということよろしいですか。

小笠人事課長

いわゆる行政職給料表で申しますと、正課長だけじゃなくてですね、例えば主幹、あるいは県民局等におります次長、管理職手当が、正課長よりかも低い管理職手当を支給されている職員もございまして、そういった職員についても、ここでいう管理職ということで、整理をいたしてございます。副課長については、管理職ではございません。

大西委員

ちょっと、よく解らないんですが、課長級以上の方が管理職で、副課長以下の方は違う。けども、主幹とか次長という人は、管理職になる人もいる。こういうことですね。

次にですね、先ほど答弁の中で、当初、国は4月から適用するという話だったのが、地方の声を聞いて、7月1日からの適用になったというお答えだったんですが、この表では、平成25年4月から6月の給料削減分については、年末に精算と書いてありますね。この意味がよくわからないんですが。4月から6月は減額されないわけですから、現行の1から5%の分で、何も変更ないわけでしょ。だったら、4月から6月の分を精算する必要はなくて、今までの減額支給で終わり。7月1日からは新たな減額幅で減額すればいいわけじゃないんでしょうか。これは、どういう意味でしょうか。

小笠人事課長

今回、条例を改正する前の、現時点の条例におきまして、いわゆる県独自の給与カットという条例を適用している分でございます。その中におきまして、5から1%の給与カットを既に実施しているわけでございますけれども、今回、国から要請があったのが、7月1日から、それぞれ地方公共団体において、給与のカットをしてもらいたいというお話がございました。したがって、本県については、4月からやっておるわけなんですけれども、その分については、国の要請からすれば、必要ない給与カットということになるわけでございます。考え方といたしまして、本県は、12か月でやろうとしていたわけなんですけれども、

その給料カットにつきましては、7月1日から9か月間、3月末までの9か月間で行うということで、カット率は現行のカット率よりかとも高くなるわけでございます。4、5、6月に、本来もらうべき額をもらっていない分、7月以降に精算をさせていただくという趣旨でございます。

大西委員

その一番最後がよく解らないんですよ。4月から6月まで、本来もらわなければいけない、減額しなきゃいけない部分を減額してないんですか。私らは、毎月毎月の給料で、1から5%に該当する数字の減額をされていると思うんですけどね。されてない県職員の方がいらっしゃるって、その人は7月以降に上乘せして、だから今回決めたやつよりもまださらに減額が大きいような形になって、引かれるということでしょうか。ここがよく解らない。一番最後のことが重要なんです。御答弁されたところが。それを説明してください。

小笠人事課長

4月、5月、6月の3月分につきましては、給与カットということで、本来もらうべき額から減額をさしていただいております。これを7月以降、概ね12月ぐらいに、精算をさせていただくということを考えてございます。

藤田元治委員長

小休します。（11時52分）

藤田元治委員長

再開します。（11時53分）

大西委員

よくわかりました。7月から新たな減額ということに対して、減額幅が多くなる。4月から6月まで県独自のカットをしているので、それはいったんお返しします。4月から6月の分は。そういう調整があるということですね。私は、本来なら4月から6月もそのまま、1から5%減額した給与そのまま、7月1日からは新たな減額幅で、減額した給与をくると。普通は、そういうふうになってしまうんで、不思議な表現だなと思ったわけです。4月から6月の減額した分は、いったん戻してくれる。それを調整して、7月以降に調整します。年末に精算する。こういう意味ですね。はい、わかりました。

それとですね、御答弁のあった中で、地方交付税の減額による徳島県への影響額は、46億円ということでした。16億円は基金を取り崩して、とりあえず、当面、帳尻合わせをする。実質的には、執行段階で予算を削減する。一所懸命、儉約すると、こういうことです。

予算全体では、4,000億円、5,000億円の中では、16億円って少ないかもしれませんが、やっぱり16億円ともなると、私たち庶民感覚では、大きいお金だなと思います。この16億

円を予算の執行段階で、本当に削減できるのか、節約できるのか。県民サービスの縮小はしないで16億円を捻出するっていうのは、何か秘策があるんですか。ただ、コツコツコツ節約です、節約令を知事名で出しますとか。そんなこと言ったって、やっぱりコピーの量は変わらんし、電気の量も変わらんし、人件費だって変わらない。県民に直結するような事業は、減額しませんということになったら、どこで、その16億円を吸収するのか、捻出するのか。こういうことを、もうちょっと詳しく説明してもらわないと、はいはいわかりましたということにはならないと思うんですが、いかがでしょうか。

坂本財政課長

16億円の不足について、具体的にどう対応していくのかということでございますけれども、16億円、非常に厳しい数字というのは認識しておりますけれども、今後、全庁的に事業執行段階において節減努力、予算を使い切るという発想ではなくて、できるだけ効率的にやっていただくということを、改めて促していきたいと考えております。それから、業務棚卸しですとか、歳入確保対策など、歳出歳入両面にわたる、あらゆる取組によって、16億円、できるだけ解消をしていくように努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

大西委員

だから、先ほどもいったように、棚卸しで調整するとか、滞納を少なくしていくとか、言うことは解りますけれども、それで16億円一気に増えますかね。私にはどうも信じられないですよ。16億円で、大きい気がするんですけど。

例えば、財政課として、各部一律にこれだけの減額をしますよ、後は各部で考えてくださいとか、そんなことはしないんですね。いわゆる節約をして、全部予算を使い切るような考え方じゃなくて、16億円を捻出するんですね。だけど、そうなってきたら、予算執行を、財政課がいちいちチェックしていかないといけない。16億円なんか、ぜんぜん捻出できないと思うんでね。3,100人の職員全員がそんな思いになるって、これは大変なことですよ。予算を使い切る人は、いると思うんです。

そういうことを考えると、課長が言った節約で補います、賄いますと、こういうことしか言えないだろうとは思いますが、それではちょっと。じゃあ最後できなかったとき、どうするのか。基金を取り崩して、それで終わりですということかもしれない。だったら、それはそれで、しょうがないのかもしれませんが、いったん、予算執行段階で節約して、16億円を捻出しますとおっしゃったわけですから、具体的な計画を提示していただかないといかんのじゃないかなと思います。今すぐ出せとは、言っておりません。次の議会には、こういうふうにして16億円を捻出していきますというような具体的な方策を示すことができるようにしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

坂本財政課長

先ほども御答弁申し上げましたけれども、財源調整のための基金である財政調整基金。これは、例年、予算編成時において、財源不足が生じた時に取り崩しているわけなんですけども、今回の交付税削減にあたっては、財政調整基金の取り崩しにより対応しているところなんです。具体的に16億円の不足が生じるということは、事実としてあって、今年度、その解消に、できるだけ努めていくわけなんですけども、結果として16億円に至らなかった場合は、財政調整基金の積み戻しが、若干遅れてしまうことになろうかと思えます。

大西委員

今日のところは結構です。そのことに関連するんですけど、基本的なことで、今更聞くのかといわれるかもしれないけど、確認のためにお聞きしておきます。

私みたいな庶民には、16億円は大きいと思うんですよ。16億円、財政調整基金を取り崩して少しずつ積み戻しをする。1年間でできないかもしれない。2年、3年かかるかもしれない。こういうお答えでしたよね、だったら、今回のように給与カットして30億円捻出して、残りの16億円を基金を取り崩すんじゃなくて、46億円全部、基金を取り崩したらどうなんですか。そうすれば、職員の人たちにも迷惑がかからないと思うんですよ。

知事も、もともとは、県独自の給与カットを禁じ手だ禁じ手だとおっしゃってました。もう、できるだけ、そういうことはしたくないと。今回のことについては、知事も真っ向から反対していると。けども、やむを得ないということになったわけですね。交渉が済んでますのでね、

さっきも言ったように、確認の意味ですけどね、知事は、県はどうして、減額された46億円を財政調整基金の取り崩しと、その積み戻し、あるいはその他の基金を使ってでも、いったん穴埋めをするといった手法をとらなかったのか。先ほどからの議論で、黒崎委員さんからも念押しがあったけども、今年度限りの減額ですよ。だったら、その1年間の減額、46億円の不足をそういう形で基金を使って、後年、積み戻すという手法を何故とらなかったのか。説明してください。

坂本財政課長

国家公務員給与が、昨年度、今年度で2か年に渡って、平均7.8%削減されているという状況で、地方公務員についても、給与削減をして、その削減をした財源をもって、今、喫緊の課題であります防災・減災対策事業ですとか、地域活性化事業をやってくださいというのが、今年度の地方財政計画の考え方でございます。ですので、今回の給与削減にあたりまして、今回、30億円ということになりましたが、給与削減した分、その財源をもって地域の元気づくり事業、地域活性化事業を今後やっていくというために、給与削減が必要だということでございます。

大西委員

答えになってないけど、結局、この給与の削減の交渉は、もう組合と既に終わってるの

で、これを私も蒸し返す気はありませんけどね。念のために聞いておきたかったんです。16億円の基金を取り崩して積み戻す。それで対応できるんだったら、46億円全部に対してそういうことがなぜできなかったのか。地方財政計画は国がたてているんでしょ。国がこうしなさいといったから、その方針があるから、県はそれに逆らえないので、地方財政計画に則っていくと。国の方針がそうだから、県はそのとおりにしますみたいなお答えに聞こえました。そうではないと私は思うんです。

もう、組合と話がついてるから、方々言いますけど、これをひっくり返すなんていう話ではありません。確認のために質問しましたが、私はちょっと、今の御答弁は違うと思いますよね。県職員の身になってやってるのかといたら、そうではない気がいたします。最後に1つだけお聞きしておきます。

先ほど来から言っているように、国のやり方は納得できない。事業の調整を給与で調整するというのは、あるべき姿ではないというお答えもされました。

以前に県は景気対策のために起債をした。本来、国がしなきゃいけないものを県が肩代わりをしたことがあって、それが何千億円とあったわけですよ。国は起債については交付税措置しますと言ったままで、全部白紙になった。そして地方は何千億円もの負債を抱えてしまった。いろんな政治的な混乱もあったかもしれません。けどこういうようなことがあったわけですよ。

もう時間がないからあんまり詳しく言いませんけど、この地方交付税というのは、要するに、紐が付いてないようで付いてる、基準が在るようでない、あやふやな制度であるわけです。この地方交付税制度を、抜本的に見直していかなければいけないんじゃないかっていう気がするんです。飯泉知事は知事会の副会長ですから、副会長として、こういう制度を見直していくべきではないのか、声を出していくことが必要なんじゃないかなと思います。知事がいないから、知事のお答えはないんだろうと思いますけども、そういうことです。

あともう一つは、公務員の給与制度です。景気が良いときには給料が低い、景気が悪いときには給料が高いというように、公務員給与は後追いですからその時の社会情勢に応じてない。こういう気がするんですよね。先ほど木南委員も言われていたように、地方自治の本旨としては、地方が地方の職員の給与を決めるのは当たり前であって、国からいわれる筋合いはないということからするとね、この地方公務員の給与制度、県職員の給与制度も、またこれ、変えていかなきゃいけないんでないかと、こういうふうに私は思うんです。

これは、具体的に今すぐやりますといった話ではないんで、八幡部長、総括して、感想でもいいですから、お答えをいただきたいと思います。

八幡経営戦略部長

先ほどもお答え申し上げましたように、地方公務員の給与は本来、各地方公共団体が自主的かつ適切に給与を決定すべきものであるにもかかわらず、地方固有の財源である地方交付税を国の政策目的のために一方的に削減することによって、事実上、地方公務員の給

与削減を強制するような今回のやり方は、地方自治の本旨に反するものであり、2度と行われてはならないものと考えております。来年度予算に向け、政府が閣議決定いたしました骨太の方針におきましても、国の取組と歩調を合わせ歳出抑制を図ること、行革努力の観点による地方交付税の算定などが明記されておりますことから、今後さらに行政改革に名を借りた地方交付税の締め付けや、本来あるべき適正な給与水準である人事委員会勧告がないがしろにされないよう、早い段階からしっかりと声をあげておく必要があるものと考えております。今後、国と地方が対等の立場で、公明正大な場において、地方交付税の算定を初めとする地方財政対策、国、地方の公務員給与の在り方やラスパイレス指数の在り方など、地方自治の根幹にかかる重要政策について、国、地方の双方がしっかりと協議できますよう、国と地方の協議の場において、しっかりと議論をしていかなければならないと思っております。また、この協議の場が、聞き置くだけの協議の場とならないよう、名実ともに実効性のある協議の場とするためにも、地方からこの開催の求めに国が応じるような応諾義務、協議の場における決定事項を実行する遵守義務の創設、こういうものを求めておりますけれども、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

大西委員

その御答弁をあんまり変えずに、しっかりと読んでたんだろーと思えますけど、私が言っているのは、今の国と地方が協議するような場の中で、地方交付税の制度そのものとか、運用の仕方そのものとか、それから、地方公務員の給与の制度の在り方とか、そういうことも、国と協議をして、そして、もっともっと地方が独自にできる、そういうものやっってくださいよという意味なんです。

慎重に読んでるぐらいだから、もうそれ以上のお答えはないんだろーと思うんですが、飯泉知事にも、そういう意見があったということで、くれぐれも伝えていただきたいと思えます。

付託委員会でも何回も言いましたけども、経営戦略部という名前が付いたわけで、経営戦略を考えて運営していく部だと思えますよね。人件費をどうするかというのは、県の経営戦略だと思えますよ。ですから、そういうようなことを、本当に国と協議していただいて、是非とも地方が独自に決められるような制度に直すべきなんじゃないかと、私は思いますんで。その点もしっかり、飯泉知事に伝えてもらいたい。八幡部長さん、よろしくお願いします。終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（12時11分）